

役員等の報酬額規程

(目的)

第1条 この規程は、首都圏土壤医の会 規約 第30条に基づき、役員報酬について基本事項を定める。

(報酬)

第2条 役員は無給とする。ただしその職務を行うために必要な費用の支払いをすることができる。

(補足)

第3条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長がこれを定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、首都圏土壤医の会の設立の日から施行する。